

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置

昭和57年以前に建てた住宅の耐震工事を行った
場合に翌年度の固定資産税を1/2減額いたします
(120㎡分までを限度)

昭和57年1月1日以前に建てた住宅の耐震改修工事で、補助金等を除く自己負担が50万円以上の場合、次のとおり減額されます。

■減額される範囲と税額

耐震工事された家屋のうち、120㎡に相当する固定資産税が1/2減額されます。

■減額される期間

耐震工事の実施時期	減額期間
令和4年3月31日まで	1年間

■申請書類

申告書は、住宅耐震改修工事完了後3箇月以内に市役所へ次の書類を添付して申告して下さい。

添付書類

- ◇現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書の写し
(建築士等による証明書など耐震改修工事であることがわかるもの)
- ◇改修工事の領収書の写し
- ◇補助金等交付決定書(明細書)の写し

【注】新築住宅やバリアフリー改修に伴う減額措置とは同時に適用されません。

また、この減額措置の適用は1戸あたり1回限りです。